

## 基本計画（案）に関する意見公募手続の結果について

令和4年（2022年）4月8日～4月28日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

### （1）集計結果

#### ①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	1	3
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	6
4	電子申込システム	6	31
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	8	40

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの1人1件の意見がありました。）

#### ②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	3	17
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	6
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	1	3
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	1	3
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	2	11
	合計	8	40

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係の無いもの1人1件の意見がありました。）

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	<p>P.1 「第1章 児童相談所の設置(1)はじめに」</p>	<p>「培ってきた子育て施策の充実を図り」という記述の通りであることを希望する。児童相談所設置のために支援施設や支援事業、支援対応職員を減らすということがあってはならない。市の支援が減らされると、虐待通告件数は何倍にも跳ね上がる。また、きょうだいを別のこども園に預けないといけないような保育行政ではなく、全ての世帯が安心してゆとりをもって子育てできるような拡充が必要。</p>	<p>児童相談所がめざすべき姿を実現するためには、本市の児童福祉や母子保健、教育をはじめとした、子どもやその家庭に関わる様々な分野にわたる支援施策との緊密な連携のもと、児童相談所を運営していくことが必要と考えています(P.28 第6章 児童相談所の運営に記載)。</p> <p>ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P.2 「第1章 児童相談所の設置(4) 児童相談所の開設」</p>	<p>開設時期について、令和7年度は時期尚早。児童相談所の全部門の導入が間に合うとは到底考えられない。子どもの命、養育者の命がかかっている事業であるため、焦って稚拙な状態のまま開設し、失敗することは許されない。人的環境も機能も施設も十分なものがこの期限までに用意できないと予想される。十分な準備が整ったことを何重にも点検し、子どもと家族が確実に守られる体制になってから始める必要がある。</p>	<p>豊中市内における児童虐待相談対応件数、児童虐待対応件数はいずれも増加傾向にあり、相談・通告の受理から調査・安全確認までのタイムラグを解消し、必要に応じた一時保護から家庭復帰や自立支援までを一貫して行う体制構築が喫緊の課題となっています(P.11~P.12 「第3章 児童虐待等に関する現状 2.豊中市における現状」参照)。</p> <p>そのため、本市が児童相談所を設置し、既存の子育て支援施策と連携した切れめのない支援対応体制を構築することで、子どもの人権を尊重(安全確保)しながら、子どもやその家庭等に寄り添った支援につながるものと考えています。</p> <p>なお、児童相談所の開設時期については、施設整備及び人材育成の観点から最短で設置が可能と見込まれる令和7年度を目標としており、開設に向け、全市をあげて準備を進めています。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
3	<p>P.3 「第2章 児童虐待防止に関する国の動向(法令等)と市の取り組み経過」</p> <p>P.52 「用語集」</p>	<p>ネグレクトについて、P.3、P.52に触れられているだけで、豊中市の施策の記載がない。ネグレクトは、心理的虐待を含み、子どもの心に大きな傷を残す。ネグレクトされている子どもたちは、親に大切にされていないことから、自尊感情が低い。親が学校や教育に関心を払っていないので、勉強の習慣がなく、低学力ひいては不登校につながっている事例もみられる。ネグレクトされている子どもや親への支援が望まれる。</p>	<p>ネグレクトは児童の心身の正常な発達を妨げるものであり、児童虐待のひとつです(P.52 用語集に記載)。このため、本文中におきましても、ネグレクトも含めて、児童虐待相談対応の状況や児童虐待防止の取組等を記載しております。P.8(1) 児童虐待相談対応の状況に記載しておりますとおり、相談内容の内訳としてネグレクトが増加していることから、ネグレクトへの対応は重要な課題であると考えています。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
4	<p>P.5 「第2章 児童虐待防止に関する国の動向(法令等)と市の取り組み経過」</p>	<p>「学校等における虐待等に関する相談体制の強化」、「学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化」と書かれている。豊中市は、スクールソーシャルワーカーが全校に配置されておらず、配置されていても、時間数が少なく、直接、子どもや家庭を支援することはないと聞いている。子どもや家庭を、直接支援するために、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー配置の拡充が必要と考える。</p>	<p>子どもと家庭が抱える課題の早期発見と解決に向けては、学齢期の子どもの所属機関である学校との連携は重要なものと考えています。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
5	<p>P.11 「第3章 児童虐待等に関する現状 2 豊中市における現状(1) 児童虐待相談対応の状況」</p>	<p>「必要に応じて子どもやその家庭の情報共有を図り、子どもの安全確認から再発防止に関する家庭指導を行い、子どもやその家庭に必要な支援につなげています。」と書かれている学校に配置されたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが、子どもや家庭の支援に直接、携わることで、地域において、きめ細かく、タイムリーな支援ができると考える。</p>	<p>子どもと家庭が抱える課題の早期発見と解決に向けては、学齢期の子どもの所属機関である学校との連携は重要なものと考えています。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
6	<p>P.12 「第3章 児童虐待等に関する現状 2 豊中市における現状(2) 子どもの一時保護の状況」</p>	<p>一時保護の期間がどのくらいあったのか、その間のフォローはどうだったのか、保護解除後はどうなったのかなどについては公表されていない。 池田子ども家庭センターや豊中市が、それらをどう把握し分析してきたのが気になる。</p>	<p>一時保護の期間については、過去(平成30年度)の全国一時保護所平均入所日数が約30日/人となっています。入所期間においては児童相談所の職員等が入所児童やその家族と面談を行い、児童の考えを尊重しながら家庭復帰などに向けた支援に取り組んでいます。 そうした状況を把握し、本計画(素案)におきまして、第6章の事業運営の考え方や第7章の施設整備の考え方に市の施策の方針をまとめています。</p>
7	<p>P.17 「第4章 児童相談所の設置による効果と留意事項 1. 児童相談所の役割(1) 児童相談所の設置目的と相談援助活動の条件」</p>	<p>相談援助活動の条件としては、「児童福祉に係るすべての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること」とも書かれている。現状では、民間団体が運営する子ども食堂などにさまざまな相談が多数持ち込まれる傾向がありながら、連携が充分にできていない。特に豊中は、子ども食堂、居場所支援、学習支援などの団体が多数存在し、非常に精力的に活動している。そうした、困っている子どもたちの最も身近な場所にいる団体との連携を確実に行っていただきたい。その際に、大阪市西成区の「わが町にしなり子育てネット」を大いに参考にさせていただけたらと思う。</p>	<p>本市においては多くの市民活動団体・法人等が、子ども食堂や居場所支援、学習支援などの活動を展開しており、子どもたちにとって安心できる、身近な居場所となっています。このような地域力・市民力は本市の大きな特徴であると考えています。 市民活動団体等との連携は、地域に根差した児童相談所として運営を進める中で非常に重要なことです。 ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
8	<p>P.22 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効</p>	<p>市従来の各種相談に高い専門性がある。近年、その活用に制限が加えられたり担当者が変更されるなどして、逆行させられている。児童相談所の設置が必ずしも相談の専門性を高めることに貢献していない。市の従来業務が消し去られるようなことは回避すべきである。府子ども家庭センターが府として児童相談機能を拡充し、市は支援機能を拡充する方</p>	<p>児童相談所の設置により、従来の市の相談支援機関が有していた専門性をさらに高め、職員の相談対応能力の向上を図ることができると考えています。 また、児童相談所設置に向け、相談支援の専門性を高める人材育成について、府の子ども家庭センターと連携した取り組みを進めているところです。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	果と留意事項（１） 期待される効果」	が、この素案で述べられている理念に叶うものである。	
9	P.23 「第４章 児童相談所設置による効果と留意事項 ４ 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（１） 期待される効果」	○相談先が身近になる  「児童相談所のお世話になることだけは避けたい」と考える市民は相当多い。そのため「相談しにくい」と感じるようになる層は一定量増えることになる。	これまで、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問、こども総合相談窓口、妊娠・出産・子育て相談窓口などを通じて、市民に身近な相談支援を進めてきました。引き続き関係機関で連携・役割分担を行い、様々な相談支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。 児童相談所は、数多く寄せられる相談の中でも、特に緊急度の高い相談・通告について、重点的に対応を行う機関としての役割を担うと同時に、従来の相談支援機関と連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全体の相談対応の質の向上を図ります。子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの障害相談や非行相談など、多岐にわたる相談を行える身近な場所として認知されるよう、丁寧に周知広報を行ってまいります。
10	P.23 「第４章 児童相談所設置による効果と留意事項 ４ 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（１）	○相談窓口が一元化され分かりやすく、専門的な支援（助言）が受けられる  虐待が行われていないかという点検的会話で相談を開始すると、不安を抱えた家庭は悩みを十分に表現できなくなる。通告窓口と相談施設は一元化しない方がよい。	これまで、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問、こども総合相談窓口、妊娠・出産・子育て相談窓口などを通じて、市民に身近な相談支援を進めてきました。引き続き関係機関で連携・役割分担を行い、様々な相談支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。 児童相談所は、数多く寄せられる相談の中でも、特に緊急度の高い相談・通告について、重点的に対応を行う機関としての役割を担うと同時に、従来の相談支援機関と

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	期待される効果」		連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全体の相談対応の質の向上を図ります。子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの障害相談や非行相談など、多岐にわたる相談を行える身近な場所として認知されるよう、丁寧に周知広報を行ってまいります。
11	<b>P.23</b> 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」	○市で療育手帳取得の手続きが行える 療育手帳については、家族の願いと判定が不一致になることも多く、家庭と市が対立する頻度が増える。職員が訴訟に労力を割くことになると、さらに支援資源が減ってしまう。市で療育手帳を発行する必要が本当にあるのか疑問である。府の療育手帳発行部門が市内出張所にて検査実施するスタイルのほうが市民へのメリットが大きい。	療育手帳取得については、現在府（児童相談所含む）と市が役割分担し手続きを行っています。児童相談所設置後は、療育手帳の交付申請受理及び受け渡しに加え判定も市が担うこととなり、子どもやその家庭の負担軽減を図ることができるようになりますが、発行（交付）については、今後、大阪府と協議を行うこととなります。
12	<b>P.23</b> 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」	○子どもにとって最善の利益が守られる ほとんどの子どもは「保護」ではなく約9割は「在宅」が続く。そのような子どもたちにとっては、家族が子どものことを大切に考えられる状態になることこそ、子どもの最善の利益となる。強い措置権を行使する児童相談所だけが、子どもの最善の利益を守ることはならない。	子どもにとっての最善の利益は、安心安全な養育環境のもとで子ども本人が虐待やいじめなどから守られ、自分らしく育ち、自分の思いや意見を表明できることにあると考えています。 そのため、児童相談所設置後も市が推進してきた児童福祉、母子保健、教育をはじめとした支援機関が緊密に連携・役割分担し、児童虐待の発生予防、早期発見、防止に向けた取り組み（在宅支援）を重点的に進めるとともに、子どもの人権が侵害されるおそれのある場合には迅速に児童相談所の支援につなげることにより、より適切な支援を一貫して行うことができるものと考えます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
13	<p>P.23 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」</p>	<p>○身近に専門性の高い相談先がある ○身近で連携しやすい、子どもの見守り体制が整う。</p> <p>身近にある「専門性の高い相談先」や「連携しやすい見守り体制」とは、市従来の機能によるところばかりであり、児童相談所の設置によってもたらされる部分ではない。市の機能を拡充することが必要であり、児童相談所の設置がこの側面を高めるものとは言えない。</p>	<p>児童相談所は、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定などを行う機能があることから、従来の相談支援機能と連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全体として市民に身近な相談機能の専門性がより高まるものと考えています。</p>
14	<p>P.23 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」</p>	<p>相談・通告先が一元化されて分かりやすい、というメリットはあるが、相談する人（保護者・子ども）にとって、一時保護や措置ができる機関に相談することのハードルがあるように思う。</p> <p>子育てに困ってはいるけれど、「ここに相談したら子どもを連れていかれるのではないか（一時保護されるのではないか）」と恐れて、気軽には相談しにくくなる側面がある。子ども家庭センターに相談すべき案件であっても、ハードルが高くて相談できない、別の機関（市の相談機関やスクールカウンセラー）なら何とか相談してみようかなと思う保護者は多い。子どもにとっても「自分が悪いことしたから相談に行くように勧められた」と強く思っている子は、「相談に行くと、施設に入れられるのではないか」と警戒することがある。「いろいろなレベルの困り感に広く開かれていて、相談支援をする場所」と「リスクが高い場合に一時保護や施設への措置などの判断をする場所」とが分かれているからこそ、安心して相談できるというメリットもあるように思う。児</p>	<p>これまで、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問、こども総合相談窓口、妊娠・出産・子育て相談窓口などを通じて、市民に身近な相談支援を進めてきました。引き続き関係機関で連携・役割分担を行い、様々な相談支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。</p> <p>児童相談所は、数多く寄せられる相談の中でも、特に緊急度の高い相談・通告について、重点的に対応を行う機関としての役割を担うと同時に、従来の相談支援機関と連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全体の相談対応の質の向上を図ります。子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの障害相談や非行相談など、多岐にわたる相談を行える身近な場所として認知されるよう、丁寧に周知広報を行ってまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		<p>童相談所設置に関して、相談支援の場と、子ども安全のための判断の場がうまく分かれて機能できるようにしていただきたい。</p>	
15	<p>P.23 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」</p>	<p>【児童虐待通告・相談対応に関する現行体制との比較】について 現状、市に入った相談・通告に関して、市が調査や安全確認を行い、虐待事案のリスクに基づいて方針を決定するが、子ども家庭センターが扱う重度や最重度事案のラインがあり、また府内にある複数の一時保護所の定員など状況との関連で、その時の対応が決まっていると思われる。市の職員が「心配な案件だ」と考えても、子ども家庭センター側の判断とすり合わせて決定がなされていると思う。今後、市が、すべての虐待事案の相談・通告に対して、判断をすることになった場合、複数の視点からのすり合わせが入らなくなることの、危険性はないのか。</p> <p>さらに、一時保護などを経て在宅支援に移った場合、子ども家庭センターとのつながりを持ち続けることを拒否したい保護者もいると思う。現状、市と府とで分かれているからこそ、子ども家庭センターとは関係を断ちたいが、相談を続けたいから市の相談を利用する、という選択肢を保護者が選べる。相談支援の場と措置の場が同じであることのデメリットにも目を向けて、児童相談所の設置計画を保護者や子</p>	<p>一時保護は、保護者の不在や児童虐待・非行などで家庭での養育が困難な場合、心身の危険などがある児童に対して行います。 市が児童相談所を設置することで、必要な支援を一貫して迅速に行うことができるようになると考えており、これにより子どもやその家庭の支援体制の強化に努めます。市で迅速な判断ができるよう、研修等を通じて職員の専門性の向上に努めます。また、大阪府をはじめとした自治体との広域連携の可能性や民間事業者の誘致などについて検討を進めるとともに、里親や児童養護施設などとの連携を進め、必要な保護に取り組めるよう進めてまいります。</p> <p>一時保護解除後も支援が継続できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用などを通じて、必要な支援に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		<p>子どもがより相談しやすいものにしていただきたい。</p>	
16	<p><b>P.23</b> 「第4章 児童相談所設置による効果と留意事項 4 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（1）期待される効果」</p>	<p>過去にDVを受け心身が追いつめられた時、虐待を疑われて何度か訪問されたが、それは私たちを追いつめるものでしかなかった。私たち親子を励まし続けてくれたカウンセリングを受けて命を救われた。虐待対応ではなく、虐待になりそうな親子が安心して相談できる市でありつづけてほしい。親子分離の権限をもつ施設を身近な相談先とは感じられない。それは強者の幻想である。</p>	<p>これまで、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問、こども総合相談窓口、妊娠・出産・子育て相談窓口などを通じて、市民に身近な相談支援を進めてきました。引き続き関係機関で連携・役割分担を行い、様々な相談支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。</p> <p>児童相談所は、数多く寄せられる相談の中でも、特に緊急度の高い相談・通告について、重点的に対応を行う機関としての役割を担うと同時に、従来の相談支援機関と連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全体の相談対応の質の向上を図ります。子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの障害相談や非行相談など、多岐にわたる相談を行える身近な場所として認知されるよう、丁寧に周知広報を行ってまいります。</p>
17	<p><b>P.24～P.25</b> 「第4章 児童相談所の設置による効果と留意事項 4. 豊中市が児童相談所を設置することで期待される効果と留意事項（2）留</p>	<p>連携は情報共有だけで終わるものではなく、市の資源・関係機関が協力して取り組む方法や内容は様々で奥深いものである。</p> <p>子どもに関係する仕事をしている機関や、子どもに関わる人たち皆で考え、意見を出し合う必要がある。そうすることで、豊中市の実情に合った「豊中市の児童相談所」になっていくと思う。児童相談所開設前、今から議論する場を早急に作ることで、設置され</p>	<p>関係機関との連携は、情報共有に終わるものではなく、そのうえで、役割分担をしながら、子どもを見守るなど、それぞれの機関の特徴を生かしながらの支援を展開していくものです。</p> <p>児童相談所を含めた関係機関連携のイメージについてはP.28に記載しており、今後、さらなる検討を進めてまいります。</p> <p>ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	意事項」	てからも常に考える仕組みを作ることが必要。 児童相談所が、市の関係機関の連携の網目の中で、 どう位置づけられるのか、どんな役割を持つのかな ど、連携について常に議論し考える、という視点をも っと持って、児童相談所設置基本計画にも盛り込ん でほしい。	できます。
18	P.26 「第5章 児童相談 所設置に関する基 本的な考え方 2. めざすべき姿を 実現するための基 本方針」	基本方針には大いに賛成するが、児童相談所導入の ために、支援拠点や発信拠点が立ち退きや縮小を迫 られている矛盾がある。 導入ありきの「検討」ではなく、本当に必要なもの は何で、今導入しなくていいものは何か、議論を尽 くす必要がある。 基本方針とプロセスに大きな矛盾が生じていない か、立ち止まっでの検証が必要である。	本基本計画については、児童相談所の設置に関わる基本 的な考え方をまとめているものです。このため、今後、 児童相談所の具体的な運営等については、詳細な議論が 必要と考えております。 なお、本基本計画においては、支援拠点等の立ち退きや 縮小に関する内容は含まれておりません。
19	P.26 「第5章 児童相談 所設置に関する基 本的な考え方 2. めざすべき姿を 実現するための基 本方針」	相談援助において（略）的確に代弁できる権利擁護 機能を充実しますについて ↓ ぜひ充実してほしいが、具体的にどのような取り組 みを想定しているのか見えてこないのので教えてほし い。	具体的な取り組みについては、一例ではありますが本基 本計画において、弁護士等による子ども相談や一時保護 所への定期子ども相談、一時保護所職員の行動観察によ る子どもの意見の代弁機能の充実を想定しています。な お、国においても子どもの権利擁護にかかる実証モデル 事業を実施しており、その推移を見ながら検討を進めま す。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
20	<p>P.26～P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するための基本方針」</p>	<p>一時保護所の子どもへの定期相談を、弁護士が担うとしている理由について、お聞かせいただきたい。</p>	<p>子どもの多様性を尊重・配慮しながら子どもの意見聴取に努めるためには、弁護士などにより的確に代弁することが必要と考えています。一時保護所の設置運営に際しては、子どもの権利擁護の視点を取り入れた支援を行える環境を整えることが必要と考えております。</p>
21	<p>P.26～P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するための基本方針」</p>	<p>子どもの意見、表明権の保障に期待。また、子ども自身が、自分が権利の主体であることを理解するよう、子どもの権利条約について、学校等で子どもに周知することが必要。</p>	<p>現在、本市子ども健やか育み条例の子どもへの周知を図ること、子どもの人権に関する子どもの理解を深めることを目的に、子ども向けパンフレットの作成・配布や市内小中学校での出前講座を行っています。ご意見については、今後さらなる取り組みを進めるにあたっての参考とさせていただきます。</p>
22	<p>P.26～P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するための基本方針」</p> <p>P.38 「第7章 施設整備に関する方針 2. 児童相談所について(1)施設のコンセプト」</p>	<p>市に児童相談所を設置しようという意気込みを感じ、とても頼もしく思う。 福祉的施設ができる時に、地域住民から反対の声があがり、計画がとん挫してきた事例を見聞きしてきた。昨今の虐待報道により、児童相談所の仕事＝一時保護、児童相談所＝怖いところ、虐待を受けた子ども＝かわいそうな子ども、などと捉えている市民が少なくないことも想像される。 そのようなさまざまな誤解を解いていく広報活動や、こどもの人権への啓発活動が行われることが、『すべてのこどもの人権が尊重される』というところに繋がると理解している。ぜひ、そのような取り組みをお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、児童相談所の役割や子どもの権利を地域社会主体で守っていくことの意義や必要性が、十分に周知できていないことも課題のひとつであると考えています。 本市の誇る地域力・市民力、そして子育て支援施策が有機的に連動することにより、市として誰ひとり取り残さない地域社会づくりを進めるため、児童相談所、また関連する事業等に関する広報活動を行ってまいります。 ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
23	<p>P.26～P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するための基本方針」</p>	<p>相談援助活動の条件として「子どもが権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること」が第一に挙げられていることは、とても大切なことだと思う。しかし、子どもを権利の主体と見て権利擁護を行うとはどういうことなのか、その理論や実践はまだ日本では理解されていないし根付いていないと感じる。大人の側に、根本的な発想の転換が求められるからである。諸外国での子どもオンブズパーソンの活動や、子どもの権利擁護のために自治体等に設置された第三者機関などの活動も参考にして、職員への専門的な研修を十分に行うとともに、啓発活動もしていただきたい。</p>	<p>ご意見を参考に、すべての子どもが児童の権利に関する条約の精神に則って、子どもの主体性や多様性を尊重・配慮し、適切に養育されるようにさらなる施策の推進に努めてまいります。</p>
24	<p>P.26～P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するための基本方針」</p>	<p>相談と言いながら指導されるととても混乱した記憶がある。指導する人が、相談と名乗ることはやめてほしい。指導施設と相談施設は必ず分けてほしい。親は、こなごなになりそうな恐怖の中で相談をしている。「この相談員は自分をどう思っているのだろうか」「自分を罰するのだろうか」「子どもを取られるのだろうか」ということが常に頭にはりついている。子どもを連れていく可能性のある施設の職員には間違いなく相談しない。児童相談所の外部に相談機関</p>	<p>これまで、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問、こども総合相談窓口、妊娠・出産・子育て相談窓口などを通じて、市民に身近な相談支援を進めてきました。引き続き関係機関で連携・役割分担を行い、様々な相談支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。児童相談所は、数多く寄せられる相談の中でも、特に緊急度の高い相談・通告について、重点的に対応を行う機関としての役割を担うと同時に、従来の相談支援機関と連携し、きめ細やかな情報共有を行うことにより、市全</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		を置いてほしい。外側にある相談を拡充すべきである。	体の相談対応の質の向上を図ります。子どもや家庭、その他周囲の人にとって、児童虐待相談はもとより、子どもの障害相談や非行相談など、多岐にわたる相談を行える身近な場所として認知されるよう、丁寧に周知広報を行ってまいります。
25	P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するため基本方針」	豊中市は、他市と比較し、要保護児童対策地域協議会に地域で活動する団体が参加することが少なく、要保護児童対策地域協議会が活用されていない印象を受ける。困難を抱える子どもや家庭を孤立させず、地域で支えるためには、地域の力が必要。要保護児童対策地域協議会の機能と役割の強化を期待する。情報共有だけでなく、支援の役割分担や支援内容の協議がされることを期待。	本市の要保護児童対策地域協議会は、豊中市民生・児童委員協議会連合会をはじめ15の団体と11の公共機関で構成し、相互に連携・協力し子どもの権利を擁護し、子どもと家庭の福祉の向上を図っています。今後も、子どもやその家庭に相談支援が届くよう保護児童対策地域協議会を中核に据え、子どもの居場所等のネットワークとの連携により、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなぐセーフティネットの仕組みづくりを推進してまいります。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
26	P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するため基本方針」	取り組み例として地域諸団体とありますが、NPOをはじめこども食堂などを担っている市民グループも地域の諸団体に入るのでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
27	<p>P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するため基本方針」</p>	<p>里親ショートステイは、児童虐待への対応の切り札とも言われており、取り組みに期待する。 ただ、里親ショートステイを推進するとなれば、市が里親と直接やりとりをして関係を築いて委託を行っていくことになる。豊中市内の里親は、これまで池田の子ども家庭センターや里親支援機関などと協力して、すでに長年にわたって里子の養育に携わってきた。豊中市で活動する里親として、この里親ショートステイがどのように運営されていくのか、非常に不安に思っている。大事なことだとわかっているからこそ、これまでの経緯をよく踏まえたうえで、十分に時間をかけて話し合っしくみをつくっていただきたい。豊中で活動している里親、「翼」のスタッフ、池田の子ども家庭センター、里親支援機関などとも十分に連携してほしい。 また、池田子ども家庭センター管内には経験豊富な里親がたくさん存在する。里親支援に当たっては、里親を支援対象とのみ位置づけるのではなく、里親が里親を支えたり、里親が児相の活動を支えたりするような、相互的な存在として認識していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、これまでは大阪府が中心となって推進してきた里親支援を本市において展開していくためには、大阪府池田子ども家庭センターとの連携を密にし、大阪府内の里親支援機関と市が連携を深めていくことが必要と考えています。 これまで蓄積してきた養育に関わるノウハウはもちろん、里親や里親支援機関との関係も大切であると考えています。 ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
28	<p>P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するため基本方針」</p>	<p>基本方針には大いに賛成する。育てにくさへの配慮や、被虐待サバイバーが育児をする際の支援、ステップファミリーの子育てへの支援など、育児への専門相談支援をもっと拡充して記述してはどうか。また、市の子育て世代包括支援センターの再検討も必須である。虐待予防に関して世界で最も効果が認められている施策はネウボラである。日本でも多くの自治体がネウボラをモデルとし、〇〇市版ネウボラ</p>	<p>本市の子育て世代包括支援センター（母子保健型）は、妊娠届出時に全ての妊婦の面接を行い、担当保健師を定め、妊娠中から出産、子育ての切れ目のない支援に取り組んでおり、ネウボラの理念を参考としています。また、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理士、社会福祉職など多職種による多面的な視点を持った専門的な支援を実施しており、引き続き、基礎自治体として、切れ目のない子育て・子育て支援の取り組みの推進に努め</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		と名乗り、少しでもその理念に近づけるように工夫をしている。特に効果があるのは、妊娠前から就学まで同じ専門職が育児と家族に伴走し続ける取り組みである。担当保健師やCWが必要以上に交代する現状は、切れ目だらけで真逆の体制である。理念と現状の乖離を正すことが必要である。	てまいります。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
29	P.27 「第5章 児童相談所設置に関する基本的な考え方 2. めざすべき姿を実現するため基本方針」	「養護施設退所者（ケアリーバー）等への支援の充実」とあり、自立の時期を目前にした里子を育てる里親として、大いに期待している。 ケアリーバーの支援は必要だが、長期にわたる施設入所で生活経験が奪われた状態の子どもを生みださないことが支援の基本であるべき。子どもが長期間にわたって入所施設に措置されたままにならないよう、あるいは家庭での生活に触れられない子どもが不利益を被らないよう、里親の開拓、週末里親・季節里親の推進なども考えていただけたらと思う。	すべての子どもの最善の利益の実現のためには、家庭養育の原則に基づき、取り組みを進めていくことが必要であると認識しております。 実親による養育が困難な場合には、特別養子縁組を含む里親養育を推進するとともに、また専門的なケアが必要な場合には、できるだけ良好な家庭的な環境を整備し、提供することが重要と認識しております。 ご意見を参考に、里親の開拓、週末里親・季節里親の推進などについて検討してまいります。  本文について、下記のとおり改めます。 （P.27「○里親の開拓や里親支援、里親ショートステイ制度の創設」とする
30	P.29 「第6章 児童相談所設置の運営 1. 運営体制」	「観察会議の実施とその結果の対応」について。 豊中で一時保護された子どもを何人か知っているが何も解決されているように思えないのに地域での見守りということで、すぐ解除になったとのことをきいている。 (時事通信 2022年3月4日) より 一時保護については裁判官が必要性を判断する司法審査を導入することが閣議決定された	一時保護については、児童の安全を迅速に確保し、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、適切に行えるよう、ご意見を参考にその在り方を今後検討してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		<p>(神戸新聞 2021年4月20日)より  明石市では、虐待疑いで誤って一時保護をした事例の反省から、児相が行う全ての一時保護について妥当かどうか外部の目で点検する「第三者委員会」を立ち上げた。  一時保護のあり方については、しっかり議論してほしい。</p>	
31	<b>P.29</b> 「第6章 児童相談所設置の運営 1. 運営体制」	<p>○6 ページ 2019年度の児童虐待防止法改正「児童相談所の介入機能と支援機能の分離」について  ↓  虐待死亡事件の多発と児童相談所の業務のたいへんさから、この改正がおこなわれたと理解している。  29ページの「児童相談所の各機能が担う主な業務」にこの分離ということが業務内容に生かされているように思えない。業務には、分離をする必要と共同で取り組む必要とのすみ分けがいと考える。</p>	<p>介入機能と支援機能の分離については、子どもの一時保護などの介入を担う担当と、保護者からの相談を受ける支援を担う担当を分離することで、保護者への支援を効果的に行うため行われました。  <b>P.29</b>の表においては、主に「相談・判定・指導・措置機能」が介入機能、「(現)こども相談課機能」が支援機能にあたります。ただし、「相談・判定・指導・措置機能」にも介入機能と支援機能があり、運用にあたっては、法の趣旨を踏まえつつ、きめ細やかな情報共有を行い、切れめなく一貫した支援を行えるよう、体制を整備してまいります。</p>
32	<b>P.29</b> 「第6章 児童相談所設置の運営 1. 運営体制」	<p>地域の団体を含めた関係機関間の連携は、「切れ目のない支援、誰ひとりとして取り残さない地域社会づくり」にとって、これまでも、そしてこれからもたいへん重要になっていくと考える。力をいれてほしい。特に要保護児童対策地域協議会の活動はその要になると考える。  29ページの「児童相談所の各業務が担う主な業務」にそのことが生かされていない。</p>	<p>ご指摘のとおり、要保護児童対策地域協議会の活動は関係機関連携の要となる仕組みです。  要保護児童対策地域協議会については、(現)こども相談課機能の中に位置づけております。  ご意見については、参考にさせていただきます。</p> <p>本文について、下記のとおり改めます。</p> <p>(P29「要保護児童対策地域協議会運営(地域の関係機関との連携を含む)に関する事」とする。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
33	P.29 「第6章 児童相談 所設置の運営 1. 運営体制」	要保護児童対策地域協議会の機能強化と活用が必要	ご指摘のとおり、要保護児童対策地域協議会の活動は関係機関連携の要となる仕組みです。 ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
34	P.30 「第6章 児童相談 所設置の運営 2. 主な事業運営（1） 児童虐待相談・通告 対応等について （3）障害相談や非 行相談に関する相 談支援体制につい て」	非行相談こそ人のぬくもりが必要であり、ICT という言葉が全くそぐわない。対人援助を十分に理解していると感じられない。	本文中で「ICT や AI 技術を導入し迅速・的確に対応できる体制を整えます」としている対象業務は、主にはケース記録や情報共有といった内部事務です。あわせて、相談しやすい環境を整えるための手法の一つとして、オンライン相談等を希望する方に対して、ICT 等を活用して相談できる体制の構築を想定したものです。 ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 本文について、下記のとおり改めます。 （P.30）迅速・的確な記録及び情報共有のため ICT や AI 技術の導入も検討しながら、相談対応体制を整えます。 （P.31）・・・家庭の状況や相談者本人の心身の状態などにより、児童相談所に来所することが困難な場合も考えられるため、誰もが相談しやすい体制を整えます。 ICT 技術等の導入により希望者が自宅等から相談できる相談支援体制を構築します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
35	<p>P.31～P.32 「第6章 児童相談所設置の運営 2. 主な事業運営 (3) 障害相談や非行相談に関する相談支援体制について」</p>	<p>非行相談に関して、子どもの心身の状態（発達特性）が関与していることはよくあることだが、児童発達支援センターとの連携で発達支援を援けるだけでは、弱いと思われる。家庭の状況、親子関係、心理的な育ちが関わっており、それに関しては専門的な様々な手法の心理治療やカウンセリングなどの心理的な関わりが必要。この非行相談に関する相談支援体制について、心理的な面を重視した支援はどのように計画されているのかなと懸念している。非行相談の中で、性加害に関して、大阪府の子ども家庭センターでは、性加害の子どもと家庭に対して専門的なプログラム（グループによる関わり）の経験を積み重ねている。豊中市に児童相談所を設置することで、子ども家庭センターから離れてしまい、そのような子ども家庭センターが積み重ねてきた支援スキルを、市民が享受できなくなることも心配する。</p>	<p>児童相談所は、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題やニーズ、子どもが置かれた環境の状況を的確にとらえ、子どもや家庭に適切な援助を行うことが求められます。</p> <p>児童相談所には、児童福祉司だけでなく、児童心理司や医師、保健師、弁護士などを配置し、対応する子どもやその家庭が抱えている課題が複合化・複雑化していることを意識して、より専門的な対応を行えるよう体制を整備します。</p> <p>学校園、教育委員会、保健所、児童発達支援センターなどの市の機関や家庭裁判所、医療機関、少年サポートセンター、法務支援センターなどの専門機関との連携を行い、子どもやその家庭への支援が適切に図れるよう、地域社会全体で子どもと家庭を支えます。</p> <p>また、令和3年度より大阪府に職員派遣を行っていることとあわせて、研修専門機関が開催する研修に参加するなど、様々な機会を活用して人材育成を行い、専門性の向上を図ってまいります。</p>
36	<p>P.32 「第6章 児童相談所設置の運営 2. 主な事業運営 (3) 障害相談や非行相談に関する相談支援体制について」</p>	<p>インクルージョンとありますが、インクルージョンではありませんか。</p> <p>児童発達支援センターが今後、要の施設になることですが、豊中市には「ともに学び、ともに育つ」のインクルーシブ保育・教育の伝統と実践があります。地域の事情を無視するのではなく尊重して、進めてほしいです。</p>	<p>本文について、下記のとおり改めます。</p> <p>○地域のインクルージョン推進の中核としての機能</p> <p>ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
37	P.35 「第6章 児童相談所設置の運営 3. 児童相談所の設置にともなう職員 (2) 職員配置数」	一時保護所の児童指導員は、非常に過酷な業務を担当しなければならず、高度な専門知識や経験が必要とする職種。しかし激務であるにもかかわらず不安定雇用かつ低賃金の場合も多く、専門性を磨いて長く仕事を続けていくよう環境にない人が多いのではないかと懸念。一時保護所が、子どもたちにとって安らげる場所になるために、一時保護所の児童指導員の待遇を手厚くしてほしい。研修も充実させて、経験やスキルや知恵を蓄積できる環境をつくってほしい。	ご指摘のとおり、一時保護所で働く専門的人材の確保・育成は重要な課題と考えています。職員の人材育成については、豊中市人材育成基本方針などをとじて各々の専門職に応じた育成プラン等に基づき進めていきます。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
38	P.39 「第7章 施設整備に関する方針 3. 一時保護所」	日本各地の一時保護所では、深刻な課題が山積しています。ユニットケアが導入されることはとてもよいことと思いますが、素案の中では、現在の日本の一時保護所の問題点をどうしたものか捉えておられるかが書かれていませんでした。どのようにして「子どもの権利擁護の視点を取り入れた支援が行える環境を整える」のか、どのような意味で既存のものとは違う一時保護所をつくろうとしているのかを具体的に伺いたいです。	一時保護は、子どもにとって不安の強い状況にあり、より手厚い支援が必要であると認識しております。一時保護所については、国が示す一時保護所ガイドラインを踏まえつつ、開放的な子どもへの支援や個別的な支援が必要と考えています。現在国会において、一時保護所の設備運営基準を改定するべく、審議されているところであります。本市においては、国のこういった動向を踏まえながら、環境整備・職員体制について検討してまいります。
39	全体	計画全体に子どもの権利擁護を強調されているのには大いに賛同する。児童福祉法第一条には、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり・・・」と明記されている。セーブ・ザ・チルドレンが現職の教員を対象に子どもの権利についてアンケート調査を実施したところ、子どもの権利の内容について「全く知らない」「名前だけ知っている」をあわせて3割にのぼったとのこと。豊中市の職員のなかで、子どもの権利についての周知度はどの程度なのでしょうか。ぜひ調	子どもの権利擁護については、本計画の根幹となる部分であり、すべての職員が理解しながら業務を進める必要があると考えています。本市においても、子どもの権利に関する研修を庁内の職員、市民向けの研修に取り組んでおりますが、今後も児童相談所の設置に向けて、一層の啓発が必要と考えています。ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		<p>査していただきたい。そして子どもの権利条約を職員全体に周知すべく、啓発していただきたい。</p>	
40	全体	<p>児童相談所や一時保護所について、社会的養護経験者もしくは当事者の意見をきき、取り入れてほしい。おとながよかれと思うことと、子どもが望んでいることが、必ずしも一致しているとは限らない。そこで暮らしてきた、あるいは暮らしている子どもたちが、児童相談所設置に参加し、自分たちの意見や気持ちをきいてもらうことは、子どもが関わる場所をつくっていくために必要なことだと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、児童相談所や一時保護所の運営に際し、子どもの権利擁護の観点から、社会的養護経験者もしくは当事者の意見を聴取することの必要性について考えています。</p> <p>ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

### (3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

#### 1. 標題について

(概要) (仮称) 豊中市児童相談所設置基本計画について、成案化に伴い、(仮称) を削除しました。